

平成 27 年 5 月 14 日

各 位

上場会社名 株式会社ビーアールホールディングス 代 表 者 代表取締役社長 藤田 公康 (コード番号 1726) 問合せ責任者 IR 管理部長 藤並 信幸 (TEL 082-261-2860)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年6月25日開催予定の第13回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社に移行することを3月20日に公表しておりますが、本日開催の取締役会で監査等委員会設置会社に移行するため、同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ①「会社法の一部を改正する法律」が平成27年5月1日に施行されたのに伴い、新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するため、定款について所要の見直しを行うものであります。
- ②その他、字句の修正および上記の変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 25 日 (木)定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 25 日 (木)

以 上

(別紙) 定款変更の内容 変更内容は、次のとおりであります。

を証明する書面を当会社に提出しなければならな

	(下線部は変更部分を示しております。)
現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条~第3条 (条文省略)	第1条〜第3条 (現行通り)
第4条(機関)	第4条(機関)
当会社は、株主総会および取締役の他、次の機	当会社は、株主総会および取締役の他、次の機
関を置く。	関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	_(削除)
(3) 監査役会	(2) 監査等委員会
(<u>4</u>) 会計監査人	(<u>3</u>) 会計監査人
第5条~第11条 (条文省略)	第5条〜第11条 (現行通り)
第12条(株式取扱規程)	第12条(株式取扱規程)
当会社の株式に関する手続きおよび手数料は、	当会社の株主名簿および新株予約権原簿への
法令または定款のほか、取締役会において定める	記載または記録、単元未満株式の買取り ・買増
株式取扱規程による。	し、その他株式または新株予約権に関する取扱い
	および手数料、株主の権利行使に際しての手続等
	<u>について</u> は、法令または定款 <u>に定めるもの</u> のほ
	か、取締役会において定める株式取扱規程によ
	ప .
第13条 (条文省略)	第13条(現行通り)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第14条~第16条 (条文省略)	第14条~第16条(現行通り)
第17条(議決権の代理行使)	第17条(議決権の代理行使)
株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を	株主は当会社の議決権を有する他の株主1名
代理人として、議決権を行使することができる。	を代理人として、議決権を行使することができ
2. 株主または代理人は株主総会ごとに代理権	పం

2. 前項の場合には、株主または代理人は株主

現行定款

変更案

٧١_°

第18条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数によって決定する。

2. 会社法第309条第2項の<u>規定</u>による<u>べき</u> 株主総会の特別</u>決議は、議決権を行使することが できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主 が出席し、その議決権の3分の2以上<u>によって決</u> 定する。

第4章 取締役および取締役会 第19条(取締役の員数) 当会社の取締役は6名以内とする。

(新設)

第20条 (取締役の選任)

取締役は株主総会の決議によって選任する。

2. (条文省略)

3. (条文省略)

第21条 (条文省略)

第22条 (取締役の任期)

取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠または増員により選任された取締役の 任期は、在任取締役の任期の満了する時までとす 総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提 出しなければならない。

第18条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる</u>株主の議決権の過半数<u>をもって行う。</u>

2.会社法第309条第2項の<u>定め</u>による決議は、<u>定款に別段の定めがある場合を除き</u>、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第4章 取締役および取締役会

第19条(取締役の員数)

当会社の取締役<u>(監査等委員であるものを除</u> く。)は、6名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、5名以内とする。

第20条 (取締役の選任)

取締役は<u>、監査等委員とそれ以外の取締役とを</u> 区別して株主総会の決議によって選任する。

2. (現行通り)

3. (現行通り)

第21条 (現行通り)

第22条 (取締役の任期)

取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(削除)

現行定款	変更案
<u>5.</u>	
(新設)	2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任
	期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち
	最終のものに関する定時株主総会終結の時まで
	<u>とする。</u>
(新設)	3. 補欠として選任された監査等委員の任期
	は、退任した監査等委員の任期の満了する時まで
	<u>とする。</u>
(新設)	4. 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された
	補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間
	は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最
	終のものに関する定時株主総会開始の時までと
	<u>する。</u>
第23条(取締役会)	第23条(取締役会 <u>の招集権者および議長</u>)
(条文省略)	(現行通り)
2. 取締役会の <u>召集</u> は、各取締役 <u>および監査役</u>	2. 取締役会の <u>招集通知</u> は、各取締役に対し、
に対し、会合の3日前に <u>その通知を</u> 発する。ただ	会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合
し、緊急の場合はこの期間を短縮できる。	は、この期間を短縮できる。
3. 取締役 <u>および監査役</u> の全員の同意があると	3. 取締役の全員の同意があるときは、招集の
きは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催す	手続きを経ないで取締役会を開催することがで
ることができる。	きる。
(新設)_	第24条(取締役会の決議の方法)

第24条(取締役会の決議の省略)

当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項 について書面または電磁的記録により同意したと きは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決 議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議</u> を述べたときはこの限りではない。

2. (条文省略)

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、 出席した取締役の過半数をもって行う。

第25条(取締役会の決議の省略)

当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項 について書面または電磁的記録により同意した ときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の 決議があったものとみなす。

(現行通り) 2.

現行定款

変更案

第<u>25</u>条~第<u>26</u>条 (条文省略)

第26条~第27条 (現行通り)

第27条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第28条(取締役の報酬等)

第28条 (取締役の責任免除)

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

第<u>29</u>条(取締役の責任免除)

当会社は、取締役会の決議をもって、<u>取締役(取締役であった者を含む。)の会社</u>法第423条第1項の<u>賠償責任について</u>法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定 により、社外取締役との間に、同法第423条第 1項の行為による損害賠償を限定する契約を締結 することができる。ただし、当該契約に基づき予 め定めた賠償責任の限度額は法令が規定する額と する。 2. 当会社は<u>取締役(業務執行取締役等である</u> ものを除く。)との間に、<u>会社</u>法第423条第1 項の行為による損害賠償を限定する契約を締結 することができる。ただし、当該契約に基づき予 め定めた賠償責任の限度額は法令が規定する額 とする。

(新設)

第30条(業務執行の決定の取締役への委任) 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定 により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定 を取締役に委任することができる。

(新設)

第31条(取締役会の議事録)

取締役会における議事の経過の要領およびそ の結果ならびにその他法令で定める事項は、議事 録に記載または記録し、出席した取締役がこれに 記名押印または電子署名する。

第5章 監査役および監査役会 第29条 (監査役の員数)
 第5章
 監査等委員会

 (削除)

現行定款 変更案 当会社の監査役は5名以内とする。 (削除) 第30条 (監査役の選任) (削除) 監査役は株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使するこ とができる株主の議決権の3分の1以上を有する 株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 第31条(監査役の任期) (削除) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事 業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終 結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退 (削除) 任した監査役の任期の満了する時までとする。 第32条(補欠監査役の予選の効力) (削除) 補欠監査役の予選の効力は、選任後4年以内に 終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会開始の時までとする。 第33条(監査役会) 第32条 (監査等委員会の招集通知) 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の3 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対 日前にその通知を発する。ただし、緊急の場合は し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の この期間を短縮することができる。 場合はこの期間を短縮することができる。 2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の 2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招 手続きを経ないで監査役会を開催することができ 集の手続きを経ないで監査等委員会を開催する ことができる。 る。 第34条(監査役会規程) 第33条(監査等委員会規程) 監査等委員会に関する事項については、法令ま 監査役会に関する事項については、法令または 定款に定めるもののほか、監査役会で定める監査 たは定款に定めるもののほか、監査等委員会で定 役会規程による。 める監査等委員会規程による。

(削除)

第35条 (常勤の監査役)

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を

現行定款	変更案
選定する。	
第36条(監査役の報酬等)	<u>(削除)</u>
監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定	
める。_	
第37条(監査役の責任免除)	_(削除)_
当会社は、会社法第426条第1項の規定によ	
り、取締役会の決議をもって、同法第423条第	
1項の行為に関する監査役(監査役であった者を	
含む。) の責任を法令の限度において免除すること	
ができる <u>。</u>	
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定	(削除)
により、社外監査役との間に、同法第423条第	
1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結	
することができる。ただし、当該契約に基づき予	
め定めた賠償責任の限度額は法令が規定する額と	
<u>する。</u>	
_(新設)	第34条 (監査等委員会の決議の方法)
	監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が
	出席し、その過半数をもって行う。
(新設)	第35条(監査等委員会の議事録)
	監査等委員会における議事の経過の要領およ
	びその結果ならびにその他法令で定める事項は
	議事録に記載または記録し、出席した監査等委員
	がこれに記名押印または電子署名する。
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第 <u>38</u> 条~第 <u>39</u> 条 (条文省略)	第 <u>36</u> 条〜第 <u>37</u> 条 (現行通り)
第 <u>40</u> 条(会計監査人の報酬等)	第 <u>38</u> 条(会計監査人の報酬等)
会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u>	会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委</u>
の同意を得て定める。	<u>員会</u> の同意を得て定める。

現行定款 変更案

第41条(会計監査人の責任免除)

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づき予め定めた賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第7章 計算

第42条 (条文省略)

第43条 (期末配当金)

当会社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式 質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を 行う。

(新設)

(新設)

第44条(中間配当金)

取締役会の決議により、毎年9月30日の最終 の株主名簿に記載、または記録された株主または 登録株式質権者に対し、中間配当を行うことがで きる。

第45条(配当金の除斥期間)

金銭による剰余金の配当(中間剰余金の配当含む。)が、支払開始の日から満3年を経過しても受

第39条(会計監査人の責任免除)

当会社は会計監査人との間で、会社法第423 条第1項の賠償責任について法令に定める要件 に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を 締結することができる。ただし、当該契約に基づ き予め定めた賠償責任の限度額は法令が規定す る額とする。

第7章 計算

第40条 (現行通り)

第41条(剰余金の配当等)

(削除)

当会社は、取締役会の決議によって、会社法第 459条第1項各号に掲げる事項を定めること ができる。

2. 当会社は、毎年3月31日または9月30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株 主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余 金の配当(以下「配当金」という。)を行う。

(削除)

第42条(配当金の除斥期間)

配当金が、支払開始の日から満3年を経過して も受領されないときは、当会社はその支払義務を

現行定款	変更案
領されないときは、当会社はその支払義務を免れ	免れる。
ప 。	
(新設)	2. 未払の配当金には利息をつけない。
(新設)	<u>附則</u>
	<u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>
	1. 当会社は、第13回定時株主総会終結前の
	行為に関する会社法第 423 条第1項所定の監査
	役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任
	を、法令の限度において、取締役会の決議によっ
	て免除することができる。
_(新設)	2. 第13回定時株主総会終結前の社外監査役
	(社外監査役であった者を含む。) の行為に関す
	る会社法第 423 条第1項の賠償責任を限定する
	- 契約については、なお同定時株主総会の決議によ
	る変更前の定款第37条第2項の定めるところに
	よる。